

■松阪市地域防災計画（平成29年度改定案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
1	P.51	「・・・地域住民の手によって、重機やジャッキなどを使って救出活動した結果、幸いにも人命が失われることはありませんでした。」と記載がありますが、一般の家庭には、重機やジャッキは無いと思われます。共助するための資源（ジャッキ等）は、どう確保すると考えていますか？	いざ災害が発生した場合には、自助・共助として、市民や自治会等の地域、事業所等が協力し合い活動にあたる必要があります。ここではそういった協力体制の構築を理念とすることを記述しています。 確保という面では、日頃から地域で重機等を扱う企業等と協力体制を構築しておくほか、ジャッキについても車両用のものを使うなど、既存の資源をいかに使用するかということを検討いただくこととなります。災害時には、そういった既存の資源を各企業や個人等から協力をいただき、使用することになるかと考えています。
2	P.62	「避難所運営等の・・・育成します」の表現がわかりにくい。「女性の人材を育成する」旨を明記していただきたい。	ご意見を踏まえ、（1）人材の育成の1行目を「防災士の資格取得等～人材を育成します。特に、女性の人材を積極的に育成します。」と修正します。なお、それに伴い、「避難所運営等の・・・育成します」の記述を削除します。
3	P.64	「避難所運営について話し合う・・・取り入れます」の表現で、「高齢者、子ども、妊産婦、障がいのある方が一緒になって考える」旨の記述に修正されたい。	ご意見を踏まえ、「避難所運営について話し合うときは、女性が必ず検討に加わるとともに、高齢者、子ども、妊産婦、障がいのある方が一緒になって考えます。」と修正します。
4	P.64,74	避難所運営では女性の力が必要なので、女性の役割を明確化されたい。（曖昧な表現ではなく） 「女性委員を加えるなど、女性の意見を取り入れやすい組織を・・・」を「女性委員を必ず加え、意見を取り入れる」とされたい。	ご意見を踏まえ、「避難所運営本部には女性委員を必ず加え、意見を取り入れるようにします。」と修正します。
5	P.67	「⑤療育手帳の交付を受け、・・・A1又はA2の判定を受けた方」と書いてありますが、B1,B2の判定を受けている障がい者は、避難行動要支援が必要ないと思っていますか？B1,B2を受けている障がい者は支援が必要だと思えます。再検討をお願いします。	避難行動要支援者名簿は災害対策基本法上、作成が義務付けられた名簿であり、ここに記述してある条件に該当する方は名簿に掲載されています。避難行動要支援者名簿には現在、松阪市民の1割以上にあたる約18,000人が登録されている状態であり、要支援者数が非常に多くを占めていることから、今年度は定義の見直しを行いました。その結果、療育手帳についてはA1又はA2としておりますが、B1,B2の方であっても、支援が必要となることは考えられるため、「⑧前各号に準じる状態にある方で、自ら避難行動要支援者であることを申し出た方」という項を設け、登録の申出があった方は名簿へ掲載できるようにしております。今後その旨の周知をしっかりと行い、支援が必要となる方が登録できるよう努めてまいります。
6	P.71	「消防団員が安全管理を行う」部分を「消防団員が地域住民の安全管理を行う」に修正されたい。	ご意見を踏まえ、「消防団員が地域住民の安全管理を行う」に修正します。

■松阪市地域防災計画（平成29年度改定案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
7	P.73	市の取り組みとして、地震自動解錠ボックスの件が記述されているが、風水害の際の対応についても明記するべきである。	ご意見を踏まえ、市の取り組みとして、「台風等の風水害時においては、市職員が小・中学校等のあらかじめ定めた避難所を開設します」を追加します。
8	P.126	外国人通訳ボランティアの活動についての記述を追加されたい。	ご意見を踏まえ、P.240「7. 外国人被災者への支援」に以下の記述を追加します。 本部長は、関係機関と連携し、通訳等の外国人支援に関するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターの設置や活動環境の整備を図ります。
9	P.157	外国人住民対象の防災訓練やHUG、情報伝達訓練等の記述を追加されたい。	ご意見を踏まえ、「外国人住民を対象とした防災研修や訓練の実施に取り組みます」を追加します。
10	P.164-166	女性消防団の役割について明記されたい。	ご意見を踏まえ、P.164「消防団への加入促進」の（4）として、以下の記述を追加します。 （4）女性の消防団への加入促進 女性消防団は、地域の高齢者世帯への防火訪問や防火啓発活動、応急手当等救急救命活動の普及、災害時における後方支援活動、消防団広報など幅広い分野で活動しています。今後も女性消防団員の活躍が更に必要とされるため、人材確保をしていけるよう消防団活動への理解の促進に努めます。
11	P.192	（5）退避ルールについて記述するのであれば、消防団員の退避ルールを参考として抜粋しておくとのよいのではないか。	ご意見を踏まえ、P.192の下に「松阪市消防団活動・安全管理マニュアル」における退避ルールを参考記述として掲載します。 〔参考〕松阪市消防団活動・安全管理マニュアル（平成26年8月） 南海トラフ巨大地震による津波到達時間は、松阪港で58分といわれています。また、地盤沈下や防潮堤の損壊などで津波到達時間が早まる可能性もあります。このため、津波が到達しない地域への退避（緊急移動）時間を考えると、津波が到達する予想時刻の30分前を目途に退避することが必要となるため退避ルールを設けています。

■松阪市地域防災計画（平成29年度改定案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
12	P.241	消防団員は公助機関であり、指揮命令系統によって活動する性質があるため、住民協議会や自治会と活動をともにするという表現ではなく、地域における取り組みでは「住民協議会や自治会が中心となり、消防団等と連携し・・・」といった表現のほうが望ましい。	ご意見を踏まえ、消防団員は特別職の公務員であり、公助機関の一躍を担うものとして、特に発災後の取り組みについては、ご提案いただいた表現も含め、消防団の役割がもう少し明確になるよう、以下のとおり修正します。 <input type="checkbox"/> 住民協議会、自治会、自主防災組織等の支援組織は、各地域の消防団と連携して活動を行います。 <input type="checkbox"/> 災害発生後、在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否情報、所在の確認を行います。 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、災害発生直後速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保します。また、入所者、利用者及び職員の安否の確認・所在の確認を行います。
13	P.269	災害救助用防疫薬剤備蓄状況に記載のある備蓄量では、大地震、津波、などの災害が起こった場合この800戸分の備蓄で十分対応できるとお考えですか？ 県及び近隣市町に応援要請しますとありますが、県、近隣市町がどれだけの備蓄を蓄えているか把握していますか？	防疫対策は風水害時と地震・津波災害時では大きく実施の方法・時期が変わると考えており、特に地震・津波災害時は避難所等の公共的な場所の防疫が中心になると考えています。また、ご指摘のとおり、消毒剤等の不足が懸念されることから、県及び近隣市町への応援要請とありますが、近隣市町も同時被災し、資源不足が想定されますので、県及び近隣市町への応援要請とともに、薬剤の調達やボランティアの活用といった部分も追加記述します。
14	P.24,60	平成28年度松阪市地域防災計画に目を通すと、全てが行政面からの視点で作成され、市民がどのように対処すれば良いのかあまり示されていません。沼津市の防災計画では市民目線で対処方法等が図式化され示されています。また、土浦市の防災計画では、障がい者・高齢者、大学等の専門家、行政が協議し、障がい者向け防災マニュアル「防災の手引き」が作成され、どのように対処すれば良いかが利用者が活用しやすく作成されています。松阪市も活用しやすい利用者（市民）目線でのマニュアル見直しを進めていただくことをお願いします。	松阪市では南海トラフ等の大規模な災害に備え、市民が知っておくべきことや日頃からしておくべき対策、災害発生後にどう行動するべきかをわかりやすくまとめた松阪市の独自の防災冊子「災害にそなえる」を作成し、平成29年9月に全戸に配布しております。 また、ご指摘いただきましたように、市民目線の防災計画となるよう、地域防災計画（平成29年度改定案）では自助・共助・公助が連動するよう、それぞれの責務として果たすべき役割をわかりやすくまとめたものを目指しています。

■松阪市地域防災計画（平成29年度改定案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
15	P.34	<p>救援物資を海上輸送により受けた場合、一回の輸送で大量の救援物資が輸送されてくると思われるので、救援物資の陸揚げされる耐震バース付近に受け入れ、仕分けをする物資拠点施設が必要かと思われます。当該付近は津波により施設が破壊される可能性があるため、津波に破壊されない構造とし、施設は鉄筋コンクリート造とし直径20～30mの円筒系の構造とし、出入口を海拔8mの位置に設置し、8m以下は水密性無窓建築として、中央にエレベーターを設置しその周りに回り階段を設置、階段の外側に廊下を設置し廊下に隣接して物資拠点施設を配置し、物資の受け入れ仕分の出来るスペースをとると共に、日頃の災害備蓄倉庫として活用できるスペースを確保します。船から陸揚げされた救援物資を拠点施設の入り口(海拔8mの高さ)まで搬送する鉄骨鉄筋コンクリート造の斜路を円筒形建物の外側に螺旋状に築造して救援物資を拠点施設に運び込みます。建物の入り口に隣接して、救援物資の受け入れ及び配送窓口を設置し、救援物資お受け入れ、仕分け、配送事務を行う事務室と宿直用の居住空間を設置し、その上の階には指定避難所並びに津波緊急一時避難場所として必要な面積を確保します。最上階には自家発電施設を設置し、地下には自家発電のジーゼルエンジン用の重油タンクを設置すると共に、屋上にはヘリポートを設置し仕分した救援物資を各避難所にヘリコプターで搬送する方法はどうかと考えてみました。</p>	<p>平成30年3月には県が「三重県広域受援計画」を公表する予定であり、そこには津松阪港（大口地区）が海上輸送拠点として位置づけられるため、今後そういった物資の受入や仕分け等を行う拠点の確保について、協議を進めていく必要はあると考えています。なお、現時点では陸路を想定した物資拠点の確保について県と協議をしており、クラギ文化ホール及び嬉野ふるさと会館を指定しています。</p>
16	P.53,65,71	<p>……防災資機材の追加配備や修繕に対する補助… チエンソーやエンジンカッター等の振動工具（機械）を業務で使用する場合は労働安全衛生法等で定められている安全作業を行う上で必要な資格を要しますので、一般人（素人）が使用する場合はケガの危険が伴います。また、熊本地震で益城町にボランティア活動したときに、「このような機械を使用してのケガは「ボランティア保険」の対象にはなりません。」とのことでしたので、購入する場合は何かしらの規制が必要だと思います。また、活動や訓練に使用する場合も資格を義務付ける必要があります。</p>	<p>ご意見を踏まえ、P.64「(6) 資機材の点検・更新」における、「地域の防災訓練等で～を確認します。」の後に、「なお、防災訓練等で使用する場合には消防団等が安全管理を行うようにします。」を追加します。また、市としましても、今後、そういった安全面における指導もしていきたいと考えております。</p>

■松阪市地域防災計画（平成29年度改定案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
17	P.54	<p>災害時協力井戸登録制度について</p> <p>最近の井戸は掘り抜き井戸が多くあり、井戸水の揚水にはポンプを使用している家庭が多くなっております。</p> <p>揚水にポンプを利用していると、災害時に停電となりポンプが使用できないために井戸水が利用できなくなります。</p> <p>小型汎用発電機を用意していただければ井戸水が災害時使用できると思います。</p> <p>近年は、農業用用水の確保にも深井戸がよく利用されていますが、それらの井戸水も小型汎用発電機があれば使用できると思います。</p> <p>これらの井戸を持っている方は、災害時使用できないと思いつけ出していないと思います。</p> <p>また市内各所にあります防火水槽を水密性の水槽に改造して、上水道管を直結して常に防火水槽の中を水道水が流れていれば、災害時上水道が断水しても、防火水槽の中の水は生活用水に利用出来ると思います。</p>	<p>災害時協力井戸登録は平成29年12月31日時点で139件の登録をいただいております、8割以上が電動式の揚水ポンプを使用されています。</p> <p>登録要件として電動か手動かは要件としていないため、当該井戸は電力が復旧し、井戸設備等が安全に使用できる場合にご協力いただきたいと思います。</p> <p>南海トラフ地震被害想定では、電力復旧よりも水道の復旧が遅れることが想定されているため、電動ポンプの井戸であっても電力復旧後には有益なものと考えております。</p> <p>発電機につきましては、灯りの確保のため、各地区市民センターや小・中学校への備蓄を進めてまいりましたが、非常時にはそういったものも活用いただければと考えております。</p>

■松阪市地域防災計画（平成29年度改定案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
18	P.60-64	障がい者施設に通所する保護者です。作業所で避難訓練をしています が、車での移動が主です。地震等で道路が使えない場合には避難場所ま で移動ができない可能性が高く、施設から徒歩500メートル圏内に避難塔 などがあれば一時避難として、津波の避難もしのげるかもしれません。 また、社会福祉法人などについても避難に整えることを義務として指導 していただきたいと思ひます。	車での避難については今後、地域や場合によっては周辺企業等も含め、一緒に検討いた だくことが必要と考えます。市としましても地域が主体的にそういった検討をされる場 合には、サポートしていければと考えておりますので、引き続き、よろしくお願ひしま す。 避難については、市としては基本的には浸水想定区域外への避難をしていただくことを 呼びかけております。ただし、やむを得ず緊急的に避難するための場所として、津波一 時避難ビルの指定を進めているところです。 社会福祉法人に対する指導につきましても、今後、避難計画の策定等を呼びかけてまい りたいと考えています。
19	P.60,99,105	最寄りの津波避難ビルのリストは役に立ちましたが、どのくらいの時間 そこで安全に滞在が可能か、何人集まりそうか、浸水が解消されるまで どのくらいの時間が必要になるか等、さらに詳細な情報がほしいと感じ ました。	避難については、市としては基本的に浸水想定区域外への避難をしていただくことを呼 びかけております。津波避難ビルへ必要な人数を収容できるかということについては想 定しておく必要があると考えており、来年度策定を予定している「松阪市津波避難計 画」においてそのあたりの検証も加えていきたいと考えております。今後、そういった より詳細な検討を行う場合には、改めて周知等をさせていただきます。
20	P.60,99,105	徒歩避難が困難な場合はやむを得ず車避難ということを考えてしまいま すが、主要道路の混雑は勿論ながら、そこに出るまでの狭小な道路で対 向できずに往来が止まってしまう場面が予想されます。地元自治会等の 意見を聴きながらどこが停滞してしまうか、どのようなルール（一方通 行にするなど）にすれば回避できるか、可能な対策は何かないでしょ うか。	避難については、市としては基本的に浸水想定区域外へ徒歩にて避難いただくことを呼 びかけております。ただし、やむを得ず車で避難する必要がある場合には、あらかじめ 地域と車避難についてのルール作り等をしておく必要があると考えています。 市としましても主体的にそういった検討をされる場合には、サポートしていければと考 えておりますので、引き続き、よろしくお願ひします。
21	P.60,99,105	施設の移転や津波避難タワー等の対策を望んでいますが、現状のまま何 ら対策もなく避難訓練を重ねていけば安全と考えるのは利用者の安全を 命懸けて毎日支えてくれている職員の方々に大きな責任を負わせてしま うと思ひました。	市としては基本的には浸水想定区域外への避難をしていただくことを呼びかけておりま す。ただし、やむを得ず緊急的に避難するための場所として、津波一時避難ビルの指定 を進めているところです。避難訓練は必ずしておくべきものとして考えておりますの で、今後も引き続き実施いただきますようお願いいたします。
22	P.60-64	車に分乗しての避難訓練は実施しているが、実際は渋滞や液状化により 避難場所まで到達しにくいと考えられる。また、徒歩での避難には限界 がある。より近くの津波避難ビルへの垂直避難が好ましいと思われる が、協力体制がとれていない現状である。公的な仲裁や助言により避難 訓練を実施し、障がい者の生命の安全確保に努めたい。	車での避難については今後、地域や場合によっては周辺企業等も含め、一緒に検討いた だくことが必要と考えます。市としましても主体的にそういった検討をされる場合に は、サポートしていければと考えておりますので、引き続き、よろしくお願ひします。

■松阪市地域防災計画（平成29年度改定案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
23	P.60-64	福祉避難所の設置及び避難行動要支援者への具体的な配慮や取り組みを検討のみならず、実施体制を確立させていただきたい。近隣の市町が建設している高台、津波避難タワー建設に向けた取り組み、予算計上をお願いしたい。	今年度、津波避難困難地域として指定を進めている五主町・高須町・松名瀬町については津波避難ビルの追加指定または津波避難タワー等の整備により、その解消を図っていく方針です。その他の地域につきましては、基本的には市としては浸水想定区域外への避難をしていただくことを呼びかけるとともに、津波避難ビルの追加指定や地区における避難計画の策定支援等、ソフト対策を一層充実させ、津波対策を進めていくことを考えています。
24	P.67	<p>⑧ 前各号に準じる状態にある方で、自ら避難行動要支援者であることを申し出た方</p> <p>→⑧ 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人）で、自ら避難行動要支援者であることを申し出た方</p> <p>（もしくは、⑧その他災害時等の支援が必要であると市長が認める者）（理由）</p> <p>・平成25年8月に内閣府が制定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（概要）の第Ⅰ部 第2（2）避難行動要支援者名簿の作成 では、「要件からもれた者も、自ら名簿への掲載を求められることができること」となっております。</p> <p>・現在の案である「前各号に準じる状態にある方」では、①～⑦に準じるまでには至らない要配慮者が、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するとして自ら希望しても避難行動要支援者名簿に掲載されない恐れがあります。</p>	<p>本市における8号要件の趣旨は内閣府の取組指針の考え方を踏まえ、要件に満たない者であっても、自ら名簿への掲載を求められることができるものとしたものです。</p> <p>ご意見にあるとおり、要件に至らない要配慮者が自ら名簿に掲載するにあたって、手を挙げやすい記述にしておくよう配慮する必要があると考えています。</p> <p>したがって、以下のとおり8号要件を修正します。</p> <p>「⑧上記の要件に該当しない高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害発生時に避難情報の入手や避難の判断、避難行動を自ら行うことが困難な方で、自ら避難行動要支援者であることを申し出た方」</p>
25	P.75	<p>住民協議会が指定避難所において避難所運営体験を企画したとき、行政担当者が参加できるのか、施設管理者である校長が参加できるのでしょうか。</p> <p>施設管理者は大多数が教員であると考えるが、教員に対して教育委員会と連携して、HUG等の防災教育を開催しているのでしょうか。</p>	<p>避難所運営を事前に検討するにあたり、地域、行政、学校が一緒になって検討・訓練することは非常に有益と考えています。地区によってはすでにそういった取り組みが進んでいる地区もございますが、今後はそういった連携した取り組みを実施していくことを呼びかけてまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、P.149（1-2-7：学校等の防災対策の推進）の避難所の開設・運営に係る体制等について、「PTA、住民協議会、自主防災組織、本市等を含め・・・」と修正します。</p>

■松阪市地域防災計画（平成29年度改定案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
26	P.99,105,133	南海トラフ地震による津波浸水地域に立地している障がい者施設ですが、その利用者の多くは重度・最重度の知的障害があり、大規模地震が発生すると状況判断ができずパニック等に陥り、津波到達までに全員が無事避難所に徒歩でたどり着くことは不可能と思われます。車の利用においても、建物倒壊や液状化、渋滞等により危険が生じるおそれがあり、一人でも逃げ遅れる利用者があると施設職員または支援にあたった地域の方までも巻き込んでしまいます。そこで、市の施策として津波の危険性がない高台への移転を促進するよう方針を打ち出していきたいと思えます。	車での避難については今後、地域や場合によっては周辺企業等も含め、一緒に検討いただくことが必要と考えます。市としましても地域が主体的にそういった検討をされる場合には、サポートしていければと考えておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。 安全な高台へ施設を移転することは最も望ましいと考えていますが、移転場所の用地確保や洪水等別の災害リスク、費用面等課題が多くあることから、現状として市が促進する方針はございません。
27	P.99,105	南海トラフ地震が30年以内に発生する確率が高まっており、M8～9級の大地震らしく、津波も予測していたのより大きな津波がくるかもしれません。大地震により道路陥没も予想され、利用者を連れての避難は難航すると思われます。早急に安全な土地に施設の移転をしていただきたい。	安全な高台へ施設を移転することは最も望ましいと考えていますが、移転場所の用地確保や洪水等別の災害リスク、費用面等課題が多くあることから、現状として市が促進する方針はございません。
28	P.99,105	訓練を重ねることで避難にかかる時間の短縮に取り組んでいますが、実際に体験したことのない地震の揺れや想定できない津波、道路の渋滞、液状化等により練習通りの時間で避難を終えることができるかという不安が残る状態です。そんな中で避難訓練を重ね様々な状況に臨機応援に対応できるようにしていくことが重要だと考えています。	ご意見のとおり、避難訓練を重ねることで臨機応変な対応力も身につくと考えておりますので、引き続き、実施いただきますようお願いいたします。
29	P.99,105	家にいるときは親の責任で津波ハザードマップに従って行動しますが、家を出て施設へ行けば職員さんに任せるだけです。何らかの改善がなければ、大切な職員さんの命までもおびやかす事態になります。	市としては基本的には浸水想定区域外への避難をしていただくことを呼びかけております。ただし、やむを得ず緊急的に避難するための場所として、津波一時避難ビルの指定を進めているところです。避難訓練は必ずしておくべきものとして考えておりますので、今後も引き続き実施いただきますようお願いいたします。
30	P.105	障がいのことを考えて避難場所をつくってください。	基本的には市としては浸水想定区域外への避難をしていただくことを呼びかけるとともに、津波避難ビルの追加指定や地区における避難計画の策定支援等、ソフト対策を一層充実させ、津波対策を進めていくことを考えています。 そういった取り組みの中で、障がい者等をどのように避難させるかについて、今後とも検討を進めてまいります。

■松阪市地域防災計画（平成29年度改定案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
31	P.105,133	高齢者や障がい者の施設は浸水の可能性のある場所へ建てるべきではなく、現在建っているところも早急に移転等の方向へ持っていくことが望ましいと考える。しかし、資金面等のこともあり、現実には難しい所も多々あると思う。できれば、自治体で補助金等の政策も検討してもらえればと思う。	安全な高台へ施設を移転することは最も望ましいと考えていますが、移転場所の用地確保や洪水等別の災害リスク、費用面等課題が多くあることから、現状として市が促進する方針はございません。
32	P.105,108,133	施設利用者全員が無事避難することが困難であると考えられることから、事業所をより安全な高台に移転し、移転後の事業所は福祉避難所として使用できればと思います。	安全な高台へ施設を移転することは最も望ましいと考えていますが、移転場所の用地確保や洪水等別の災害リスク、費用面等課題が多くあることから、現状として市が促進する方針はございません。
33	P.107	<p>P.107において、2. 避難支援体制構築の取り組み として、「避難行動要支援者名簿の定義に該当しない方に対しては、地域で声かけ助け合い制度の周知による支援の充実を図ります。」とありますが、現在の地域で声かけ助け合い制度（松阪市災害時要援護者避難支援制度）では、対象が</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.65歳以上のひとり暮らしまたはすべての世帯員が65歳以上である世帯 2.心身に障がいのある方 3.特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者 4.前各号に準じる状態にある者で、災害時等の支援が必要であると市長が認める者 <p>となっており、「乳幼児その他の特に配慮を要する人」への支援体制が不十分になっています。</p> <p>加えて、地域の避難支援等関係者が、地域で声かけ助け合い制度による名簿と、市より提供された避難行動要支援者名簿との2種類の名簿を管理するとすると、関係者の負担が大きくなり、また、実際の災害時に名簿の取り違えや混乱を招く恐れがあります。</p> <p>そのため、災害時に実効性のある避難支援体制を構築できるよう避難行動要支援者の定義及び地域で声かけ助け合い制度（松阪市災害時要援護者避難支援制度）の見直しを要望します。</p> <p>なお、地域で声かけ助け合い制度（松阪市災害時要援護者避難支援制度）の見直しにあたっては、用語に関して無用の混乱を招かないよう、平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえて、「災害時要援護者」ではなく、「要配慮者」、「避難行動要支援者」に用語や対象の統一をお願いいたします。</p>	<p>No.24の意見に準じ、8号要件を以下のとおり修正します。</p> <p>「⑧上記の要件に該当しない高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害発生時に避難情報の入手や避難の判断、避難行動を自ら行うことが困難な方で、自ら避難行動要支援者であることを申し出た方」</p> <p>「地域で声かけ助け合い制度」により登録をいただいた方は避難行動要支援者名簿の8号要件へ位置づけることとなりますので、8号要件の見直しにあわせて、制度見直しも検討していきたいと考えています。</p> <p>用語の統一につきましては、ご意見のとおり、平成29年度改定案にて全て整理をしていきます。</p>

■松阪市地域防災計画（平成29年度改定案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
34	P.108	<p>福祉避難所の対象となる災害時要配慮者の状態に応じてケア等適切に対応することが可能な公共施設を要配慮者のための専用の避難所として位置付ける福祉施設等を活用し指定します。</p> <p>→ 福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じてケア等適切に対応することが可能な公共施設を要配慮者及びその家族のための専用の避難所として位置付ける福祉施設等を活用し指定します。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の用語が出てくることによって無用の混乱を招かないためにも、平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえて、「災害時要援護者」ではなく、「要配慮者」、「避難行動要支援者」に用語や対象の統一をお願いいたします。 ・要配慮者本人のみでは、普段の生活に必要な特別の配慮について周囲に適切に伝えることが困難であることが多く、避難所生活には要配慮者本人の家族による支援が必要になります。 ・内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年4月）」においても、1.1.3福祉避難所の利用の対象となる者に、「避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族まで含めて差し支えない」と明記されております。 ・そのため、松阪市地域防災計画にも、福祉避難所の対象として、「要配慮者の家族」も明記していただきますようお願いいたします。 	ご意見のとおり、修正します。
35	P.108	<p>地域防災計画に福祉避難所について取り上げられていますが、現状ではどこへ避難すればよいか、受入態勢が整っているのか要避難支援者に周知されていません。実効性のあるように、当事者の声を取り入れて、福祉避難所の整備を行っていただきたいと思えます。</p>	福祉避難所の指定は順次進めておりますが、人員や資機材の確保等、施設側の受入態勢にも課題があるため、十分な収容能力を確保できない可能性があります。そのため、指定避難所内でも福祉避難スペースを設けることが必要と考えており、地域防災計画へもその記述をしています。
36	P.108,240	<p>障がい者施設についてはもともとの数が少なく、受入がスムーズにできるのか心配です。一般の避難所では過ごしづらい人が多い。障がいの状況に応じた避難所を整備してほしいと思えます。</p>	福祉避難所の指定は順次進めておりますが、人員や資機材の確保等、施設側の受入態勢にも課題があるため、十分な収容能力を確保できない可能性があります。そのため、指定避難所内でも福祉避難スペースを設けることが必要と考えており、地域防災計画へもその記述をしています。

■松阪市地域防災計画（平成29年度改定案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
37	P.116	<p>南海トラフ理論上最大クラスの地震が発生した場合、県境を越えた大災害が発生するかもしれません、阪神淡路大震災時に高速道路、国道、県道、市道が破壊され火災が発生した。道路が破壊されているために、消防車が出動できず消火活動できなくて、消火栓は断水しているので汎用小型ポンプを中継ポンプとして何台もつなぎ海の水を数km離れた火点に向かって放水し消火活動を行ったと体験者から聞いております。道路はいたるところ被災する可能性は大、公務員も被災し道路の仮復旧作業に当たる建設業者も被災、建設業者社員も被災しているかもしれません。</p> <p>そうした中で道路の仮復旧作業は時間を要すると思われます。32,000戸の全壊・焼失家屋の被災者の救援物資の補給搬送は困難を極めるものと思われます。鉄道輸送においても同様の事だと思われます。</p> <p>ヘリコプターによる救援物資の搬送は一回の救援物資の搬送量が少ないので、被災者に行き渡る量を搬送するにはかなりの時間を要すると思われます。</p> <p>船による海上輸送は一回に大量の救援物資を搬送することが出来ます、中部運輸局と連携を図り大口港の耐震バースを活用して海上輸送による救援物資の搬送をすることも勘考してはと思いました。</p>	<p>南海トラフ地震対策中部圏戦略会議（事務局：国土交通省中部地方整備局）が策定した中部圏地震防災基本戦略によると、道路啓開目標は、3日以内に人命救助のための救援・救護ルートの確保、7日以内に緊急物資輸送ルートの確保とされており、海上輸送の確保は後者の7日以内を目標とすることが位置づけられています。</p> <p>したがって、輸送方法としての海上輸送は有効であり、必要な手段として想定されていますが、緊急輸送ルートの優先順位としては陸路が優先されています。（中部版「くしの歯作戦」）中部運輸局をはじめ、国、県では上記の考え方で計画が策定されているところです。</p> <p>なお、津松阪港は現在、国の海上輸送拠点とされておりませんが、国、県により海上輸送拠点としていく方向で協議されていることを確認しています。</p>
38	P.162	<p>原文：知識と技能を有する「防災士」の育成を助成することにより 提案：知識と技能を有する「防災士」、公的機関の防災教育受講者の育成を助成することにより 理由：三重県においては三重県・三重大学が防災人材を育成する制度―「みえ防災コーディネーター」「三重のさきもり」が修了者同志の連携があり、同窓意識から行動力があり、団結力もある</p>	<p>ご意見を踏まえ、「知識と技能を有する「防災士」や公的機関の防災教育受講者の育成を助成することにより」と修正します。</p>
39	P.163	<p>原文：防災士の育成等、市と連携して人材を確保します。 提案：防災士の育成、公的機関の防災教育受講育成等市と連携して人材を確保します。 理由：三重県及び三重大学が防災人材を育成している。 (防災コーディネーター、さきもり等)</p>	<p>ご意見を踏まえ、「防災士の育成や公的機関の防災教育受講・育成を促進する等、市と連携して人材を確保します。」と修正します。</p>

■松阪市地域防災計画（平成29年度改定案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
40	P.163	<p>原文：実践的な避難所運営訓練を実施します。</p> <p>提案：実践的な避難所運営体験（HUT）を実施します。</p> <p>理由：HUGが造語であるので 語呂合わせが良いので（HUT）と記載してHUG-ゲームで啓発し ステップアップしたHUT一体験として普及に努めてはいかがでしょうか。HUGで問題点を認識し、HUTで体験する</p>	<p>造語の使用については公的機関等が作り出した造語であって、広く一般に認知されたものであれば使用できると考えています。誤解を生じるおそれがあるため、造語の使用については原則として上記以外のものを除いて、使用しないようにしています。</p>
41	P.237	<p>その配給においては統制を保ち、<u>公平</u>に行うものとします。</p> <p>→ その配給においては統制を保ち、<u>公正</u>に行うものとします。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害や体力等、全員の状態がほぼ同じような場合には、全員に対して一律・公平（平等）に同じ待遇を施すことが公正さを推進させますが、実際には、障害や体力等、全員の状況は大きく異なります。 ・ そのため、災害発生後にも、皆がいのちを守り、つないでいくためには、食糧その他緊急物資等の配給を行う際には、障害や体力等を考慮し、個々の取扱いを公正に行う必要があると考えます。 <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者及びその家族など、長時間列に並んで配給を受けることが困難な場合には、食糧その他緊急物資等の配給を整理券で行う（長時間列に並ばなくても順番に配給する） ・ 集団での避難生活が困難で、車や在宅での避難を余儀なくされる方も情報を適切に入手できるよう、口頭だけではなく、掲示で情報提供を行う 等 ・ 指定避難所の運営管理において、公正な取り扱いについて明記するとともに、その具体例についても列挙することで、「公平」と「公正」の取り違えを防ぎ、公正な取り扱いの推進を図れるよう記述の見直しをお願いいたします。 	<p>ご意見を踏まえ、「その配給においては統制を保ち、公正・公平に行うものとします。」と修正します。</p>

■松阪市地域防災計画（平成29年度改定案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
42	P.239	<p>指定避難所へ移動した避難行動要支援者に対しては、負傷の有無や体調の状況等を総合的に判断し、適切な福祉サービスの提供に努めます。</p> <p>→ 指定避難所へ移動した要配慮者に対しては、負傷の有無や体調の状況等を総合的に判断し、<u>公正に避難所生活を送れるよう適切な配慮</u>や福祉サービスの提供に努めます。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この部分は、「災害時要配慮者への支援」について記述するところであり、避難行動要支援者のみに限定して記述する必要はないと考えます。 ・福祉サービスの提供については、ある程度時間がたち、状況が落ち着いてからでないと困難だと思いますが、それまでの避難所生活においても、適切な配慮をすることで、避難所生活の困難さを取り除くことは可能だと考えます。 	<p>ご意見のとおり、修正します。</p>
43	P.249	<p>主として配慮を要する施設としてあがっていない。</p>	<p>平成29年度の水防法、土砂災害防止法の改正を受け、災害リスクのある施設を全て整理し、掲載します。なお、掲載された施設は全て「避難確保計画」の作成及び避難訓練の実施が義務となります。</p>
44	P.260	<p>公平で計画的な供給となるよう調整します。</p> <p>→ <u>公正</u>で計画的な供給となるよう調整します。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P.237 9行目に関する記載に同じ。 	<p>ご意見を踏まえ、「公正・公平で計画的な供給となるよう調整します。」と修正します。</p>

■松阪市地域防災計画（平成29年度改定案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
45	P.295	<p>「参考 災害ボランティアの拠点施設」 飯高高齢者生活福祉センター 飯高町富永 意見 飯高町内の災害ボランティアの拠点施設 開設場所を見直す。 ①計画地は飯高町内の中間地点に位置するが、東の松阪市街から又は西の奈良県からアクセスするには距離がある。両者とも唯一の幹線道路166号が土砂災害等で寸断される恐れがある。 ②ボラセンは発災後 道路の安全が確保されてから開設する。 依って飯高町の入口に計画するのが妥当と考える。 現状 ・記載の地点は土砂災害の恐れがあり 駐車場も狭くこの箇所の166号は狭隘である。デイサービス部門も 有るので ボラセンスペースが確保できない。 ・案として 飯高振興局の2階会議室が候補である飯高振興局2Fを飯高町の拠点とし、道路開通に伴いサテライト方式（出先拠点）で対応する</p>	<p>今後、まずは社会福祉協議会とご指摘の課題点について共有してまいりたいと考えています。</p>
46	P.295	<p>災害ボランティアの拠点施設 飯高町の場合「飯高高齢者生活福祉センター（たんぼぼの丘）」となっておりますが、所在地が飯高町のかかなり奥地であり、そこまで行きつのに相当の距離がある。その間に災害による不通箇所が発生する可能性が考えられることから、拠点施設を決める場合には位置関係を十分考慮すべきである。</p>	<p>今後、まずは社会福祉協議会とご指摘の課題点について共有してまいりたいと考えています。</p>
47	P.338	<p>職員参集シミュレーションと必要人員の分析と確保 参集の対象として、学校の先生（施設管理者）は入っているのでしょうか。</p>	<p>今回実施した調査は市職員を対象としたものであるため、教職員は含めておりません。</p>
48	資料-19	<p>公共下水道施設不備地域に簡易トイレの設置増を求めます。</p>	<p>市では、計画的に携帯トイレ（排便収納袋）の備蓄を進めています。簡易トイレについては現在、新規での購入はしていませんが、断水時等でも既存の洋式トイレを利用できるように、携帯トイレの普及・啓発を図ってまいりたいと考えております。</p>
49	災害協定一覧	<p>協定の相手方の連絡手段を知りたい。</p>	<p>連絡手段については衛星携帯電話や災害時優先電話、メール等による通信の確保を想定しています。</p>

■松阪市地域防災計画（平成29年度改定案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
50	全般	<p>障がい → 障害 （理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、「障害」は、その人自身にあるとする「医学モデル」ではなく、社会の側にあると考える「社会モデル」の考え方が主流になっています。 ・人に対して「害」の字を使用することは不適切であるとして、「障害」の表記を「障がい」に変更する考え方は、障害者の社会参加の制限や制約の原因が、個人の属性としての機能障害にあるとする個人モデル（医学モデル）に基づくものであり、障害を個人の外部に存在する種々の社会的障壁によって構築されたものとしてとらえる「社会モデル」への転換に逆行しています。 ・また、「障害」を「障がい」とひらがなに置き換えて表記してしまうと、「社会がカベを作っている」、「カベに立ち向かう」という意味合いがなくなってしまう。 ・以上の理由により、松阪市地域防災計画では、「障害」の表記に修正していただくことを要望します。 	<p>「障がい」の表記につきましては、松阪市総合計画、松阪市障がい者計画等の関連計画との整合を図っており、現状としましては原案のとおりとします。</p>